

# 羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

令和7年3月31日

市長決裁

## (目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）で規定する主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に規定する請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置されるものとする。

## (専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に規定する工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にあるものについては、主任技術者が兼務することができるものとする。

2 兼務可能となる対象の工事は建設業法施行令第27条第1項に規定される建設工事とする。

3 本条第1項の施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

4 工事現場の相互の間隔が10キロメートルを超える工事の兼務については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項の工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件とする。ただし、政令第27条第2項に規定する密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつては、この限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する場合は、落札候補者となった時点で発注者に対し、専任を要する主任技術者の兼務届出書(様式第1号)、及び3条第4項に該当する工事については、人員の配置を示す計画書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に対し、前項に規定する書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めるものとする。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 羽生市建設工事低入札価格取扱要綱(平成28年告示第37号)第2条第2号の低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- (2) 羽生市建設工事共同企業体取扱要綱(平成31年告示甲第19号)において規定する共同企業体により施工する工事
- (3) 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和４年１０月１９日市長決裁）

この要領は、令和４年１１月１日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則（令和５年３月１６日市長決裁）

この要領は、令和５年４月１日から施行し、同年１月１日から適用する。

附 則（令和７年３月３１日市長決裁）

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同年２月１日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

専任を要する主任技術者の兼務届出書

年 月 日

(宛先)

羽生市長

受注者 住 所

名 称

代表者

下記工事の主任技術者は、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので、届け出ます。

記

主任技術者氏名		
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○を付ける
	工事名	
	工事場所	
	請負予定金額	円
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人予定者	※現時点での予定者
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○を付ける
	工事名	
	工事場所	
	請負予定金額	円
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人	
	発注者	
兼務場所 距離 . km		縮尺 1 : _____ (縮尺を記入する)

## 注 意 事 項

- (1) 本届出書は、契約締結前（事後審査型一般競争入札により落札候補者となった者は事後審査書類提出時）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合です。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。
- (3) 本届出に当たっては、既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を必ず得ること。
- (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示すること。
- (5) 既に配置している工事と新たに配置する工事の場所との位置関係を証明するために、両者が同時に掲載され、かつ、両者の工事場所を記載した位置図を添付するとともに、様式内の兼務場所欄に距離及び縮尺を明記すること。
- (6) 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。
- (7) 本届出書を発注者が受領した後、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- (8) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限りです。

### 【発注者チェック欄】

- ①  工事に一体性又は連続性が認められる。  
 相互に調整を要する工事である。
- ②  工事現場の相互の距離が10km以内である。又は現場間が10kmを超えるが「監理技術者制度運用マニュアル」の要件を満たしている。
- ③  低入札価格調査を経た契約ではない。
- ④  既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている。
- ④  主任技術者の資格要件を満たしている。
- ⑤  工事实績情報システム（CORINS）登録状況に問題がない。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

省令<sup>※1</sup>17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
------	---------------------

建設業者	名称 (イ <sup>※2</sup> )				
	所在地 (イ)				
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営業 所技術者)	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事 1	工事名称 (ニ(1))						
	工事現場所在地 (ニ(1))						
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称				※17条の5の場合のみ記載	
		所在地				※上記所属営業所と同じである必要	
	建設工事の内容 (ニ(2))				※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))				※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要		
	移動時間 (ニ(4))				※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数 (ニ(5))				※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))						
	情報通信機器 (ニ(8))						
連絡員 (ニ(6))	氏名						
	所属会社						
	実務の経験	工事名称	期間				
			年	月	～	年	月
			年	月	～	年	月
	合計		年		月		

※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載  
※実務の経験は1年以上である必要

建設工事 2	工事名称 (ニ(1))						
	所在地 (ニ(1))						
	建設工事の内容 (ニ(2))				※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))				※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要		
	移動時間 (ニ(4))				※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数 (ニ(5))				※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))						
	情報通信機器 (ニ(8))						
	連絡員 (ニ(6))	氏名					
		所属会社					
実務の経験		工事名称	期間				
			年	月	～	年	月
			年	月	～	年	月
	合計		年		月		

※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載  
※実務の経験は1年以上である必要

※1: 建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)

※2: 省令 (17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号) の該当する号等、他同じ

以上